

小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園指定管理者の公募概要

「小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園」は、平成 11 年に町民の健康増進と憩いの場、レクリエーション及び交流の場として整備され、多くの方に利活用されてきた。

現在の指定管理者との契約（平成 29 年度～令和 3 年度）が今年度で最終年度となるため、令和 4 年度以降 5 年間の管理者を公募により選定する。

1 応募者の要件

- ・「法人その他の団体」又は「複数の法人その他の団体で構成されるグループ（共同事業体）」
- ・事業期間中、安定して管理運営できる経営能力を備えていること

2 指定管理期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3 提案を求める内容

- (1) 「緑とのふれあいの森公園」機能の維持
『自然とふれあう「癒し、安らぎ」機能』
『家族や友人が楽しめる「憩いの場」機能』
『人とふれあう「交流」機能』
- (2) サービス水準の向上策
利用者満足度を高めるため、ニーズに対応したサービス提供や迅速な対応など、サービス水準の向上を図る。
- (3) 既存施設を活かした管理運営
ふれあい森の家、森の体育館、展望広場やオートキャンプ場など既存施設を活かした効率的効果的な管理運営を図る。
- (4) イベントの開催
「緑とのふれあいの森公園」機能や環境を活かした P R イベントを開催する。
- (5) 指定管理料等の限度額
小野町が支出する指定管理料（年額）の上限額を 2,700,000 円とし、管理運営を図る。
- (6) 町財政負担の軽減策
自主事業の運営により、公益性を維持しながら将来的に収益を高め、指定管理料の削減を図る。

－ 公募スケジュール －

- 1 周知期間：9 月 14 日～10 月下旬
 - ・「広報おのまち」掲載
 - ・町ホームページ掲載
 - ・小野町商工会会員等へ募集案内
- 2 説明会：9 月 24 （会場：ふれあいの森）
- 3 提案書受付：9 月 27 日～10 月 29 日
- 4 審査：1 次（書類審査） 11 月上旬
2 次（プレゼン） 11 月中旬
- 5 指定管理者の指定議案提出：12 月議会

－ 審査体制 －

小野町公の施設の指定管理者の指定
の手続き等に関する条例施行規則
第 7 条及び第 8 条に基づく委員構成

- 学識経験者等（2 名以上）
- 副町長
- 教育長
- 総務課長
- 担当課長（産業振興課長）